

文教警察企業常任委員会資料

令和4年6月22日～23日

教 育 委 員 会

目 次

【提出議案】

○議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）	1
⑨ 情報モラル教育推進事業	2
⑨ 多様な学びを推進する普通科支援事業	4
繰越議案：練習環境整備事業 （別冊：令和4年6月県議会定例会提出議案 6ページ）	
○議案第5号 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	6
○議案第8号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例	8

【報告事項】

○令和3年度宮崎県繰越明許費繰越計算書 （別冊：令和4年6月県議会定例会提出報告書 17ページ）	
○令和3年度宮崎県事故繰越し繰越計算書 （別冊：令和4年6月県議会定例会提出報告書 23ページ）	

【その他報告事項】

○次期「宮崎県教育振興基本計画」の策定について	9
○新宮崎県体育館に係る指定管理者の指定について	10

(議案第1号)

令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)

【単位：千円】

会計	所属	補正額	補正前の額	補正後の額
一般会計	教育政策課	4,994	3,129,111	3,134,105
	財務福利課	0	4,913,280	4,913,280
	高校教育課	16,022	3,589,090	3,605,112
	義務教育課	0	139,976	139,976
	特別支援教育課	0	429,808	429,808
	教職員課	0	92,519,812	92,519,812
	生涯学習課	0	685,408	685,408
	スポーツ振興課	0	2,800,373	2,800,373
	文化財課	0	484,478	484,478
	人権同和教育課	0	113,153	113,153
	合計		21,016	108,804,489
特別会計	財務福利課 (県立学校実習事業)	0	238,010	238,010
	財務福利課 (育英資金)	0	3,588,750	3,588,750
	合計	0	3,826,760	3,826,760
総計		21,016	112,631,249	112,652,265

新 情報モラル教育推進事業

教育政策課

1 事業の目的・背景

新学習指導要領の実施に伴い、1人1台端末の活用が進むとともに、スマートフォンやSNSが急速に普及する中、情報社会に参画する態度や安全に情報を活用するための知識・技能などを適切に育成することが求められる。

そこで、情報社会において、普段から意識すべきことや直面する諸課題について、児童生徒が自分で考え、解決できる力を身につけることを目指した情報モラル教育の在り方に関する研究と実践を行う。

2 事業の概要

(1) 予算額 4,994千円

(2) 財源 国庫

(3) 事業期間 令和4年度

(4) 事業内容

① 推進体制の構築

専門家等のアドバイザーを含めた宮崎県教育DX戦略会議を設置し、本事業の計画から検証までを行う。

② 地域ぐるみの情報モラル教育の研究と実践

モデル地域（国富町）における小・中・高連携の取組として、授業公開や高校生による小中学生向けの講座、保護者向けの研修を行う。

③ 生徒対象の情報モラル講座の開催

高校生情報モラル基礎講座を開催し、講演やワークショップ、実践発表等を行う。

3 事業効果

(1) 1人1台端末環境に対応した情報モラル教育の充実及びICT機器の適切な利活用を推進することができる。

(2) モデル地域の取組を中心に広く普及させることで、教職員のICT活用指導力を高めるとともに、自ら考え解決する児童生徒の情報モラルの育成を図ることができる。

新 情報モラル教育推進事業

推進体制の構築

○「宮崎県教育DX戦略会議」の設置

<メンバー>

- ・ 県教育委員会担当
- ・ アドバイザー（大学、民間、PTA）
- ・ ICT能力に長けた中核教員（3名）

<内容>

- ・ 情報モラル教育推進事業の計画・指標・評価・検証
- ・ 本県の教育DX全般への助言・提案



地域ぐるみの情報モラル教育の研究と実践

○モデル地域（国富町）における小・中・高連携の取組

<内容>

- ・ 授業公開
- ・ 高校生による児童・生徒への講座
- ・ 保護者向け研修会

等



連携

講師の派遣

生徒対象の情報モラル講座の開催

○高校生情報モラル基礎講座

<開催時期>

- ・ 8月、10月、2月

<内容>

- ・ 講演、ワークショップ、実践発表等

<参加者>

- ・ 各県立高校の生徒代表等



⑧ 多様な学びを推進する普通科支援事業

高校教育課

1 事業の目的・背景

近年、普通科において、多様な能力・適性、興味・関心等に応じた学びの実現が求められており、本県の普通科の中で先進的に取り組んできた飯野高等学校において、多様な学びを更に推進する研究に取り組む。

2 事業の概要

(1) 予算額 5,501千円

(2) 財源 国庫

(3) 事業期間 令和4年度から令和6年度

(4) 事業内容

① 特色・魅力あるカリキュラム及び教育方法の開発

特色ある学びに取り組んできた高等学校の普通科において、多様な学びの更なる推進に向け、特色・魅力あるカリキュラム及び教育方法を開発し、実践・検証を行う。

② 関係機関等との連携協力体制の整備

地域と学校の連携を担うコーディネーターを新たに配置し、高校と地域と行政がスムーズに連携・協働することで、地域社会に関する多様な学びが推進される支援体制の整備について研究を行う。

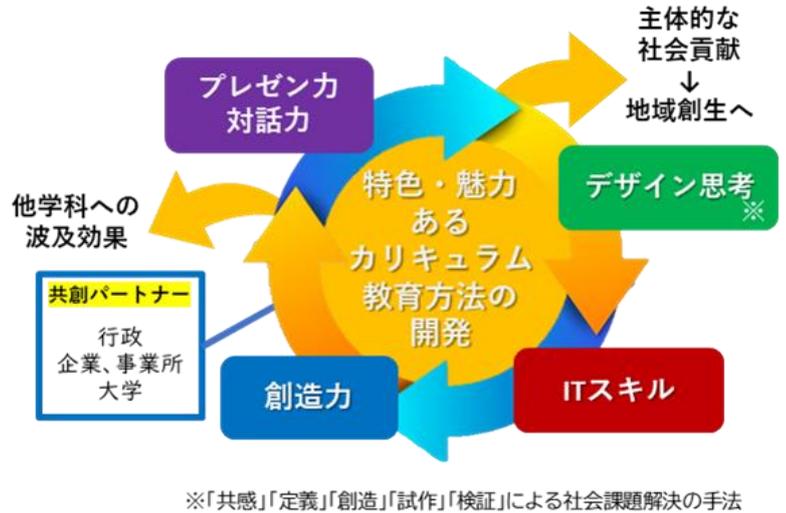
3 事業効果

本事業の実践とその成果を検証することで、本県の高等学校普通科において、義務教育段階にて育成された資質・能力を更に発展させながら、能力・適性、興味・関心等に応じた多様な学びの実現を推進することができる。

国の事業を活用し、飯野高等学校において、多様な学び（地域社会に関する学び）を更に推進する研究に取り組む。

① 特色・魅力あるカリキュラム及び教育方法の開発

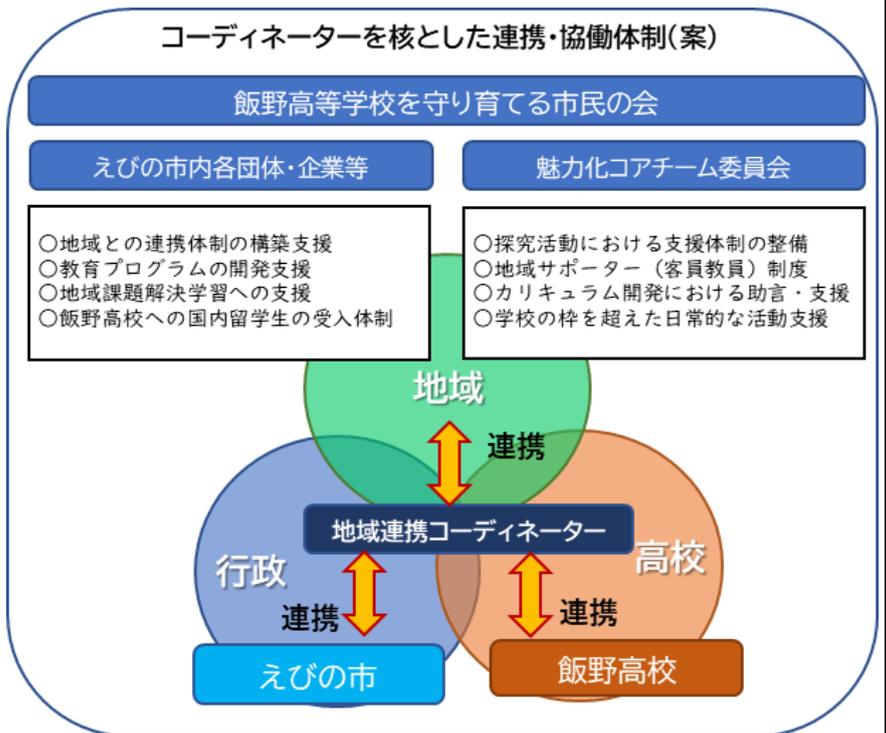
- 地域をフィールドに「実践」を必須とした探究学習を実施するため、これまでの普通科では設定できなかったカリキュラムを開発し、実践・検証を行う。
- グローカルの視点で地域社会の課題を分析し、探究学習を通じて、ITスキルやプレゼンカ、対話力などを幅広く習得する教育方法を開発し、実践・検証を行う。



② 関係機関との連携協力体制の整備

- 地域と学校の連携を担うコーディネーターを新たに配置し、高校と地域と行政がスムーズに連携・協働することで、地域社会に関する多様な学びが推進される支援体制の整備について研究を行う。

※ 飯野高等学校既存のコンソーシアムを中心に、えびの市、市内各団体、企業などとの連携・協働体制の更なる整備を目指す。



教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

スポーツ振興課

1 改正の理由

令和9年度に本県で開催される第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会に向け、延岡市で整備を進めている新宮崎県体育館(以下「新体育館」という。)について、教育関係の公の施設としての使用料を定めるなど関係規定の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 利用者が使用料を納める公の施設として、新体育館を追加する。【第2条】

(2) 新体育館の使用料として、別紙の金額等を追加する。【別表第1】

(3) 宮崎県体育館を利用する「児童・生徒」の定義を次のように改める。【別表第1】

<改正前> 学校(大学及び高等専門学校を除く。)に在学する者

<改正後> 学校(大学及び高等専門学校を除く。)に在学する者及び未就学の者

3 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日。ただし、上記2(3)の改正規定は公布の日。

使用料（利用料金）一覧

※利用料金の場合は記載金額以下となる。

メインアリーナ（円/1団体1時間）			全面		1/2面		1/3面		1/4面		1/6面		1/8面		1/14面	
			9時～17時	17時～22時												
入場料等 徴収しない	アマチュアスポーツ	児童・生徒	900	1,800	450	900	300	600	230	450	150	300	120	230	70	130
		その他	1,800	3,600	900	1,800	600	1,200	450	900	300	600	230	450	130	260
アマチュアスポーツ以外			18,000	36,000	9,000	18,000	6,000	12,000	4,500	9,000	3,000	6,000	2,250	4,500	1,290	2,580
入場料等 徴収する	アマチュアスポーツ	児童・生徒	1,800	3,600	900	1,800	600	1,200	450	900	300	600	230	450	130	260
		その他	3,600	7,200	1,800	3,600	1,200	2,400	900	1,800	600	1,200	450	900	260	520
アマチュアスポーツ以外			36,000	72,000	18,000	36,000	12,000	24,000	9,000	18,000	6,000	12,000	4,500	9,000	2,580	5,150

サブアリーナ（円/1団体1時間）			全面		1/2面		1/3面		1/4面		1/6面	
			9時～17時	17時～22時								
入場料等 徴収しない	アマチュアスポーツ	児童・生徒	600	1,200	300	600	200	400	150	300	100	200
		その他	1,200	2,400	600	1,200	400	800	300	600	200	400
アマチュアスポーツ以外			12,000	24,000	6,000	12,000	4,000	8,000	3,000	6,000	2,000	4,000
入場料等 徴収する	アマチュアスポーツ	児童・生徒	1,200	2,400	600	1,200	400	800	300	600	200	400
		その他	2,400	4,800	1,200	2,400	800	1,600	600	1,200	400	800
アマチュアスポーツ以外			24,000	48,000	12,000	24,000	8,000	16,000	6,000	12,000	4,000	8,000

多目的室（円/1団体1時間）			全面		1/2面	
			9時～17時	17時～22時	9時～17時	17時～22時
入場料等 徴収しない	アマチュアスポーツ	児童・生徒	200	400	100	200
		その他	400	800	200	400
アマチュアスポーツ以外			4,000	8,000	2,000	4,000
入場料等 徴収する	アマチュアスポーツ	児童・生徒	400	800	200	400
		その他	800	1,600	400	800
アマチュアスポーツ以外			8,000	16,000	4,000	8,000

トレーニングルーム		料金
団体（円/1団体1時間）	児童・生徒	650
	その他	1,300
個人（円/1団体1時間）	児童・生徒	100
	その他	200

会議室（円/1時間）	料金	分割利用（室）
会議室 1	200	－
会議室 2	200	－
会議室 3	200	－
会議室 4	500	250（1/2室）
		130（1/4室）
会議室 5	700	240（1/3室）
応接室	200	－

附帯設備器具	料金
バスケットボールゴール（円/1組1時間）	
固定式	60
移動式	100
バレーボール用具（円/1組1時間）	60
ハンドボール用具（円/1組1時間）	60
フットサル用具（円/1組1時間）	60
テニス用具（円/1組1時間）	60
バドミントン用具（円/1組1時間）	60
卓球用具	
競技専用（円/一式1日）	4,610
競技専用以外（円/1台1時間）	60
体操用具	
競技専用（円/一式1日）	3,450
競技専用以外（円/1種目1時間）	60
新体操マット（円/1時間）	100
トランポリン（円/1時間）	100
電光表示盤（円/1時間）	130
長机（円/1時間）	10
椅子（円/1時間）	10
その他の器具類（円/1時間）	60
持込電気器具用電気（円/1キロワット）	230

附帯設備器具	料金
放送設備（円/1時間）	500
照明設備（円/1時間）	
メインアリーナ	
750ルクス以上	300
1,000ルクス以上	500
サブアリーナ	
750ルクス以上	100
空調設備（円/1時間）	
メインアリーナ	
競技場	6,900
観客席	8,100
サブアリーナ	
競技場	1,600
観客席	2,300
多目的室	600
会議室 1	100
会議室 2	100
会議室 3	100
会議室 4	100
会議室 5	100
応接室	100

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例

スポーツ振興課

1 改正の理由

令和9年度に本県で開催される第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会に向け、延岡市で整備を進めている新宮崎県体育館(以下「新体育館」という。)について、教育関係の公の施設として定めるなど関係規定の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 教育関係の公の施設として、新体育館を追加する。【別表第1】
- (2) 指定管理者に管理を行わせることができる教育関係の公の施設として、新体育館を追加する。【別表第2】
- (3) 指定管理者に収受させることができる新体育館の利用料金の基準として、別紙の金額等を追加する。【別表第3】
- (4) 宮崎県体育館を利用する「児童・生徒」の定義を次のように改める。【別表第3】
＜改正前＞ 学校(大学及び高等専門学校を除く。)に在学する者
＜改正後＞ 学校(大学及び高等専門学校を除く。)に在学する者及び未就学の者

3 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日。ただし、上記2(4)の改正規定及び附則第2項の規定は公布の日。

4 準備行為

指定管理に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。【附則第2項】

【その他報告事項】

次期「宮崎県教育振興基本計画」の策定について

教育政策課

1 現計画の概要

- (1) 計画の名称 宮崎県教育振興基本計画
- (2) 策定の時期 令和元年6月
- (3) 計画の期間 令和元年度から令和4年度まで（4年間）
- (4) 位置付け 教育基本法における地方公共団体が定める教育振興基本計画
県総合計画の分野別施策「人づくり」に係る部門別計画
県行政に係る基本的な計画（学校教育、スポーツ、生涯学習、就学前教育に関する4計画を統合した計画）
- (5) 策定手続き 教育委員会及び県議会の議決
*根拠法・条例～教育基本法・宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例

2 国及び県の動向

- (1) 国の動向
 - 第4期教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）を策定中
 - 新学習指導要領の実施
 - ・小学校は令和2年度、中学校は令和3年度から全面実施
 - ・高等学校は令和4年度の入学生から年次進行で実施
 - その他
 - ・GIGAスクール構想、働き方改革の推進、教職員定数の改善など
- (2) 県の動向
 - 県総合計画の策定
 - ・長期ビジョンは令和4年9月策定予定
 - ・アクションプランは長期ビジョン策定後、作業開始
 - その他
 - ・人口減少の進行、デジタル化の推進、ゼロカーボン社会づくりなど

3 次期計画の策定

国の第4期教育振興基本計画及び県総合計画の策定等を踏まえ、新たな次期計画を策定する。

4 策定体制等

- (1) 県教育振興基本計画策定懇話会（以下「懇話会」）の設置
 - ・外部有識者等で構成
- (2) 教育委員会事務局内に策定委員会及びワーキンググループを設置
- (3) 県民からの意見聴取
 - ・市町村教育委員会や関係団体、高校生等との意見交換及びパブリックコメントの実施

5 策定スケジュール（予定）

令和4年	7月以降	市町村教育委員会や関係団体、高校生等との意見交換
	10月	第1回懇話会
	12月	第2回懇話会
令和5年	2月	第3回懇話会
	2月	定例教育委員会（計画素案）
	3月	計画素案を議会常任委員会で報告
	4月	パブリックコメント
	5月	定例教育委員会付議（計画案）
	6月	議案（計画案）を議会に提出

新宮崎県体育館に係る指定管理者の指定について

スポーツ振興課

1 施設の概要

施設名：新宮崎県体育館（以下「新体育館」という。）

所在地：延岡市大貫町1丁目2894

2 募集方針（案）

(1) 業務の範囲

- ① 新体育館の利用に関する業務
- ② 新体育館の維持及び保全に関する業務
- ③ その他新体育館の管理運営に関する業務



(外観イメージ)

(2) 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

(3) 基準価格

年度	基準価格（消費税及び地方消費税を含む。）
令和5年度	年 額 53,507,000円
令和6年度	年 額 54,113,000円
令和7年度	年 額 60,033,000円
令和8年度	年 額 65,357,000円
令和9年度	年 額 65,357,000円
合 計	5年総額 298,367,000円

(4) 利用料金

利用料金は、指定管理者の収入となる。ただし、次の表に定める基準額を上回った場合には、上回った額の2分の1相当額を県に納付する。

年度	基 準 額
令和5年度	年 間 5,718,000円
令和6年度	年 間 6,497,000円
令和7年度	年 間 13,913,000円
令和8年度	年 間 22,368,000円
令和9年度	年 間 22,368,000円

(5) 募集概要

- ① 期間
令和4年7月7日から9月8日まで（約2か月）
- ② 説明会
令和4年7月22日

- ③ 広報
県公報、ホームページ、ツイッター、新聞、テレビ、ラジオ、経済団体の会報 等

(6) 申請者の資格要件

- ① 宮崎県内に事業所若しくは事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- ④ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- ⑥ 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑦ 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- ⑧ 国税及び地方税の滞納がないこと。

(7) 複数の団体による共同申請（グループ申請）

- ① 適切なグループの名称を設定し、代表となる団体又は代表者を選出する必要がある。なお、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めない。
- ② 代表となる団体は(6)①から⑧の要件を、その他の構成団体は(6)②から⑧の要件を満たす必要がある。
- ③ グループの構成団体は、別のグループ申請の構成団体となること又は単独で申請することはできない。

(8) 選定

① 審査の流れ

審査区分	構成	内容
書類審査	県（スポーツ振興課）	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査	外部委員のみで構成	書類審査を通過した応募者を対象に、各応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認	県（教育委員会及び総務部）	選定委員会の審査結果を、スポーツ振興課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者（案）が異なっていないかを確認

※ 指定管理候補者選定会議による確認後、県が指定管理候補者を選定する。

② 指定管理候補者選定委員会委員

委員長	三輪 佳見	宮崎大学大学院教育学研究科教授
委員	岡本 真奈美	宮崎県スポーツ推進委員協議会会長
	石川 理恵	宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会副会長
	糸田 恵子	障がい者スポーツ指導員
	野木村 崇久	公認会計士

③ 指定管理候補者選定会議委員

議長	教育長
副議長	副教育長
委員	教育政策課長
	スポーツ振興課長
	人事課行政改革推進室長

(9) 選定基準

- ① 住民の平等な利用が確保されること。
- ② 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- ④ 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- ⑤ 施設の管理運営に当たり、環境保全への対応や地域への貢献が図られていること。

(10) 審査項目・配点

選定基準	審査項目	配点
① 住民の平等な利用の確保	施設運営に関する基本方針	20
	県が示した管理の基準に対する理解及び対応	
	その他（平等な利用の確保に関する提案等）	
② 公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者サービスの向上に関する提案	30
	利用者増への取組に関する提案	
	施設の設置目的の理解と課題の認識	
	指定管理者の業務に対する意欲	
	施設等の維持管理の適格性	
	利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映 その他（施設の効用の発揮に対する提案等）	
③ 経費の縮減等	指定期間内に県が支払う指定管理料の提案額	10
	業務遂行のための適切な経費の積算	
	管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案	
	その他（経費縮減に対する提案等）	

④ 事業計画 を着実に実 施するため の管理運営 能力	必要な体制の確保（適正な組織、人員配置、責任体制）	30
	職員の能力育成（研修体制）	
	継続的に安定した運営が可能な財政的基盤（経営状況）	
	過去の類似事業の実績、評価	
	リスク管理の具体的対応策	
	事業計画及び収支計画の具体性、適格性、実現可能性	
	個人情報保護への対応	
	情報公開への対応	
⑤ 地域への 貢献等	安全管理、危機管理への対応	10
	その他（継続性・安定性に関する提案等）	
	環境保全への対応	
	地域経済への配慮	
	障がい者の就労支援への対応	
	その他（地域への貢献等に関する提案等）	
合 計		100

3 スケジュール

令和4年	6月	8日	第1回指定管理候補者選定委員会 (募集方針等の検討)
	6月	27日	6月定例教育委員会
	7月	7日～9月8日	募集
	9月	下旬	第2回指定管理候補者選定委員会による審査
	10月	月上旬	指定管理候補者選定会議による確認
	10月	月中旬	指定管理候補者の選定
	10月	月中旬	10月定例教育委員会
	11月	定例県議会 議決後	指定管理者指定議案の提出 指定管理者の指定
令和5年	1月	～3月	基本協定の締結等
	4月	1日	指定管理者による業務開始